

上場子会社のガバナンスの向上等に関する上場制度の整備に係る  
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	7
3. 上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	19
4. 上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表	21

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第4節の2 指定替え、市場変更等の特例</u> <u>(第315条の8)</u></p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(一部指定の形式要件)</p> <p>第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 上場会社が、最近2年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>b 上場会社の最近2年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書(最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)において、<u>公認会計士等の「無限定適正意見」又は「除外事項を付した限定付適正意見」が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(一部指定の形式要件)</p> <p>第308条 市場第二部銘柄である上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る次条に定める審査は、次の各号に適合するものを対象として行うものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 虚偽記載又は不適正意見等</p> <p>a 上場会社が、最近5年間に終了する各事業年度若しくは各連結会計年度の財務諸表等又は各事業年度における四半期会計期間若しくは各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等が記載又は参照される有価証券報告書等に虚偽記載を行っていないこと。</p> <p>b 上場会社の最近5年間に終了する各事業年度及び各連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに各事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、<u>公認会計士又は監査法人の「無限定適正意見」若しくは「除外事項を付した限定付適正意見」又は「無限定の結論」若しくは「除外事項を付した限定付結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」及び「除外事項を付した限定付意見」を含む。)</u>が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。</p>

<p>bの2 <u>最近1年間に終了する事業年度及び連結会計年度の財務諸表等に添付される監査報告書並びに最近1年間に終了する事業年度における四半期会計期間及び各連結会計年度における四半期連結会計期間の四半期財務諸表等に添付される四半期レビュー報告書において、公認会計士等の「無限定適正意見」又は「無限定の結論」(特定事業会社にあつては、「中間財務諸表等が有用な情報を表示している旨の意見」を含む。)が記載されていること。ただし、施行規則で定める場合は、この限りでない。</u></p> <p>c (略)</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>c (略)</p> <p>(8) (略)</p>
<p><u>第4節の2 指定替え、市場変更等の特例</u></p> <p>(指定替え、市場変更等の特例)</p>	<p>(新設)</p>
<p><u>第315条の8 一部指定等の申請(第307条第1項、第312条第1項、第313条の2第1項、第313条の5第1項又は第315条の2第1項に規定する申請をいう。以下この条において同じ。)</u>に基づき当該一部指定等の承認を受けた上場会社が、当該一部指定等の申請に係る宣誓書(第307条第2項、第312条第3項、第313条の2第3項、第313条の5第3項又は第315条の2第3項の規定により提出した宣誓書をいう。以下この条において同じ。)において宣誓した事項について違反を行った場合であつて、次の各号のいずれかに該当するときは、当取引所は、当該宣誓書の提出時点で当該上場会社が上場していた市場区分への指定替え若しくは上場市場の変更又は内訳区分への内訳区分の変更を行う。</p> <p>(1) <u>特設注意市場銘柄の指定</u></p> <p>当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社が発行者である上場株券等を、<u>第501条第1項各号の規定により特設注意市場銘柄に指定する場合</u></p> <p>(2) <u>改善報告書の提出</u></p> <p>当取引所が、当該違反に起因して、当該上場会社に対して、<u>第502条第1項各号の規定により改善報告書の提出を求める場合(施行規則で定める場合を除く。)</u></p> <p>2. <u>前項による指定替え、上場市場の変更又は内訳区分の変更の時期及びその取扱いは、施行規</u></p>	<p>(新設)</p>

則で定める。

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9)の2 (略)

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内とし、最終日が休業日に当たる場合にあつては、順次繰り下げる。)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11)・(11)の2 (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第216条の2第1項、第301条第3項、第307条第2項、第312条第3項、第313条の2第3項、第313条の5第3項若しくは第315条の2第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(18)の2 (略)

(18)の3 株式併合

上場会社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

(19)・(20) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号

(上場内国会社の上場廃止基準)

第601条 本則市場の上場内国株券等が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(9)の2 (略)

(10) 有価証券報告書又は四半期報告書の提出遅延

2人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第3条第1項の監査報告書又は四半期レビュー報告書(公認会計士又は監査法人に相当する者による監査証明に相当する証明に係る監査報告書又は四半期レビュー報告書を含む。)を添付した有価証券報告書又は四半期報告書を、法第24条第1項又は法第24条の4の7第1項に定める期間の経過後1か月以内(施行規則で定める場合にあつては、施行規則で定める期間内)に、内閣総理大臣等に提出しなかった場合

(11)・(11)の2 (略)

(12) 上場契約違反等

上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして施行規則で定める場合、第204条第1項、第211条第1項、第301条第3項、第307条第2項若しくは第312条第3項の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合又は上場契約の当事者でなくなることとなった場合

(13)～(18)の2 (略)

(新設)

(19)・(20) (略)

2・3 (略)

(上場内国会社の上場廃止基準)

第603条 マザーズの上場内国株券が次の各号

のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (3) (略)

(4) 売上高

最近1年間（「最近」の計算は、直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この号において同じ。）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間における利益の額が計上されている場合及び上場後5年間において最近1年間における売上高が1億円未満である場合を除く。）。ただし、高い成長可能性を有するものとして施行規則で定める場合に該当するときは、この限りでない。

(5) ~ (6) (略)

2・3 (略)

(スタンダード上場内国会社の上場廃止基準)

第604条の2 スタンダード上場内国株券（JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がスタンダードであるものをいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合（施行規則で定める場合を除く。）において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなる時。ただし、施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合は、この限りでない。

(3) (略)

2 (略)

(グロス上場内国会社の上場廃止基準)

第604条の4 グロス上場内国株券（JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がグロスであるものをいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは

のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) ~ (3) (略)

(4) 売上高

最近1年間（「最近」の計算は、直前事業年度の末日を起算日としてさかのぼる。以下この号において同じ。）における売上高が1億円未満である場合（最近1年間における利益の額が計上されている場合及び上場後5年間において最近1年間における売上高が1億円未満である場合を除く。）

(5) ~ (6) (略)

2・3 (略)

(スタンダード上場内国会社の上場廃止基準)

第604条の2 スタンダード上場内国株券（JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がスタンダードであるものをいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合（第2号にあつては、最近4連結会計年度に新規上場申請日の属する連結会計年度に含まれる場合を除く。）には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1) (略)

(2) 業績

最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合において、1年以内に営業利益又は営業活動によるキャッシュ・フローの額が負でなくなる時。

(3) (略)

2 (略)

(グロス上場内国会社の上場廃止基準)

第604条の4 グロス上場内国株券（JASDAQの上場内国株券のうち内訳区分がグロスであるものをいう。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは

<p>施行規則で定める。</p> <p>(1) 第604条の2第1項第1号及び第2号のいずれかに該当した場合(第2号にあっては、最近4連結会計年度に新規上場申請日の属する連結会計年度の翌連結会計年度から起算して5連結会計年度が含まれる場合を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利益計上</p> <p>上場申請連結会計年度(上場会社がJASDAQへの上場に係る上場申請を行った日の属する連結会計年度(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては事業年度とする。)をいう。)の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1年以内に当該上場会社の属する企業集団の営業利益(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、当該上場会社の営業利益)の額が負でなくなる時、<u>ただし、施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止に係る審査の申請等)</p> <p>第605条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>当取引所は、第604条の2第1項第2号(第604条の3第1号、第604条の4第1項第1号又は第604条の5第1号の規定による場合を含む。)</u>及び<u>第604条の4第1項第3号(第604条の5第1号の規定による場合を含む。)</u>に規定する施行規則で定める基準に適合するかどうかの審査は、上場会社からの申請に基づき行うものとする。</p> <p>4 前2項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」を提出するものとする。</p> <p>5 当取引所は、<u>第1項から第3項までの審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p>	<p>施行規則で定める。</p> <p>(1) 第604条の2第1項第1号及び第2号のいずれかに該当した場合(第2号にあっては、最近4連結会計年度に新規上場申請日の属する連結会計年度から起算して5連結会計年度が含まれる場合を除く。)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 利益計上</p> <p>上場申請連結会計年度(上場会社がJASDAQへの上場に係る上場申請を行った日の属する連結会計年度(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては事業年度とする。)をいう。)の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合において、1年以内に当該上場会社の属する企業集団の営業利益(連結財務諸表を作成すべき会社でない会社にあつては、当該上場会社の営業利益)の額が負でなくなる時。</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場廃止に係る審査の申請等)</p> <p>第605条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 前項の申請を行う場合は、当該上場会社は、幹事取引参加者が作成した当取引所所定の「確認書」を提出するものとする。</p> <p>4 当取引所は、<u>第1項及び第2項の審査のため必要と認めるときには、上場会社に対し参考となるべき報告又は資料の提出その他当該審査に対する協力を求めることができるものとする。</u></p>
--	---

- 1 この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。
- 2 改正後の第308条第1項第7号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に市場第一部銘柄への指定の申請を行う者から適用する。
- 3 改正後の第315条の8の規定は、施行日以後に市場第一部銘柄への指定、本則市場への市場変更、マザーズへの上場市場の変更、JASDAQへの上場市場の変更及び内訳区分の変更に係る承認を受けた者から適用する。
- 4 施行日から起算して1年を経過する日より前に最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合における最終連結会計年度の末日が到来する上場会社に対する改正後の第604条の2第1項第2号（第604条の3第1号、第604条の4第1項第1号又は第604条の5第1号の規定による場合を含む。）の適用については、「1年以内」とあるのは、「2年以内」とする。
- 5 施行日から起算して1年を経過する日より前に上場申請連結会計年度の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合における最終連結会計年度の末日が到来する上場会社に対する改正後の第604条の4第1項第3号（第604条の5第1号の規定による場合を含む。）の適用については、「1年以内」とあるのは、「2年以内」とする。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p><u>第4節の2 指定替え、市場変更等の特例</u> <u>(第315条の6)</u></p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。</u>)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第226条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限</p>	<p>目次</p> <p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券等</p> <p>第1章・第2章 (略)</p> <p>第3章 新株券等の上場及び市場区分の変更等</p> <p>第1節～第4節 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第5節・第6節 (略)</p> <p>第4章～第7章 (略)</p> <p>第3編～第7編 (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第211条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第204条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報(支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。)</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第226条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第211条第12項第1号に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限</p>



<p>る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</u>を含む。）</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第229条の10 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第216条の2第12項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、<u>上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策</u>を含む。）</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(一部指定の形式要件の取扱い)</p> <p>第310条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 規程第308条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第212条第7項第1号、第2号及び第5号の規定は、規程第308条第7号の場合について準用する。</p>	<p>る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(上場承認時の提出書類)</p> <p>第229条の10 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第216条の2第12項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあっては、新規上場申請者が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の新規上場申請者に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>(一部指定の形式要件の取扱い)</p> <p>第310条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 規程第308条第7号に規定する虚偽記載又は不適正意見等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第212条第7項第1号及び第5号の規定は、規程第308条第7号の場合について準用する。<u>この場合において、第212条第7項第1号a中「監査報告書」とあるのは「監査報告書又は四半期レビュー報告書」</u></p>
---	---

<p style="text-align: center;"><u>第4節の2 指定替え、市場変更等の特例</u></p> <p style="text-align: center;">(指定替え、市場変更等の特例の取扱い)</p> <p><u>第315条の6 規程第315条の8第1項第2号に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる宣誓書の区分に従い、当該各号に掲げる規定に適合していた場合をいう。</u></p> <p><u>(1) 規程第307条第2項の規定により提出した宣誓書</u> 規程第308条</p> <p><u>(2) 規程第312条第3項の規定により提出した宣誓書</u> 規程第313条第1項の規定において準用する規程第205条(第7号の2を除く。)、規程第206条及び規程第308条第7号c並びに規程315条第1項及び第2項</p> <p><u>(3) 規程第313条の2第3項の規定により提出した宣誓書</u> 規程第313条の4第1項において準用する規程第212条(第6号の2を除く。)及び規程第213条</p> <p><u>(4) 規程第313条の5第3項の規定により提出した宣誓書</u> 規程第313条の7第1項において準用する規程第216条の3及び規程第216条の4</p> <p><u>(5) 規程第315条の2第3項の規定により提出したグロスからスタンダードへの内訳区分の変更申請に係る宣誓書</u> 規程第315条の4第1項において準用する規程第216条の3及び規程第216条の4</p> <p><u>(6) 規程第315条の2第3項の規定により提出したスタンダードからグロスへの内訳区分の変更申請に係る宣誓書</u> 規程第315条の5第1項において準用する規程第216条の6及び規程第216条の7</p> <p><u>2 規程第315条の8第2項に規定する指定替え、市場変更又は内訳区分の変更の時期は、当</u></p>	<p><u>と、同号b中「監査報告書」とあるのは「監査報告書(直前事業年度及び直前連結会計年度の財務諸表等に添付されるものを除く。)</u> <u>又は四半期レビュー報告書」と読み替える。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>
--	--

<p>取引所が上場内国株券又は上場外国株券等の指定替え、市場変更又は内訳区分の変更を決定した日の翌日から起算して1か月を経過した日とする。</p> <p>3 <u>当取引所が、規程第315条の8第1項の規定に基づき、マザーズへの上場市場の変更を行った上場会社に対する規程第316条第1項、第316条第1項及び第3項並びに第317条の規定の適用については、当該上場会社が、マザーズに継続して上場していたものとみなして、これを取り扱うものとする。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により、マザーズに継続して上場していたものとみなされ、マザーズへの上場後10年を経過した又はマザーズにおける上場の継続を選択してから5年を経過したと取り扱われる場合における第316条第1項及び第3項並びに第317条の適用にあつては、「上場後10年を経過した日」及び「マザーズにおける上場が継続してから5年を経過した日」とあるのは、「規程第315条の8第1項の規定に基づき、マザーズへの上場市場の変更を行った日」と読み替える。</u></p> <p>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)</p> <p>第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) <u>コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含み、上場子会社を有する場合は、グループ経営に関する考え方及び方針を踏まえた上場子会社を有する意義及び上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策を含む。）</u></p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場契約違約金の取扱い)</p> <p>第504条 規程第509条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。</p>	<p>(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の取扱い)</p> <p>第415条 規程第419条第1項に規定する施行規則で定めるコーポレート・ガバナンスに関する事項とは、次の各号に掲げる事項をいう。ただし、第2号及び第6号にあつては、上場会社が内国株券の発行者である場合に限る。</p> <p>(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の上場会社に関する基本情報（支配株主を有する場合は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を含む。）</p> <p>(2)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(上場契約違約金の取扱い)</p> <p>第504条 規程第509条第2項に規定する上場契約違約金については、次の各号に定めるところによるものとする。</p>
--	--

(1) 上場契約違約金の金額は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額とする。

市場区分等	市場第一部	市場第二部	マザーズ	外国株券等 (当取引所を主たる市場とする場合及びJASDAQの上場会社を除く)
上場時価総額				
50億円以下	1,920万円	1,440万円	960万円	240万円
50億円を超え250億円以下	3,360万円	2,880万円	2,400万円	480万円
250億円を超え500億円以下	4,800万円	4,320万円	3,840万円	960万円
500億円を超え2,500億円以下	6,240万円	5,760万円	5,280万円	1,200万円
2,500億円を超え5,000億円以下	7,680万円	7,200万円	6,720万円	1,440万円

(1) 上場契約違約金の金額は、次の表により上場株券等の銘柄ごとに算出される金額とする。

市場区分等	市場第一部	市場第二部	マザーズ	外国株券等 (当取引所を主たる市場とする場合及びJASDAQの上場会社を除く)
上場時価総額				
50億円以下	1,920万円	1,440万円	960万円	240万円
50億円を超え250億円以下	3,360万円	2,880万円	2,400万円	480万円
250億円を超え500億円以下	4,800万円	4,320万円	3,840万円	960万円
500億円を超え2,500億円以下	6,240万円	5,760万円	5,280万円	1,200万円
2,500億円を超え5,000億円以下	7,680万円	7,200万円	6,720万円	1,440万円

5,000億円を超えるもの	9,120万円	8,640万円	8,160万円	1,680万円
市場区分等	J A S D A Q			
上場時価総額				
1,000億円以下	2,000万円			
1,000億円を超えるもの	2,400万円			

注. 上場時価総額は次の各号に定めるところにより計算する。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

a 内国株券等

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買の成立した直近の日の売買立会における最終価格）と当該日の属する月の前月の末日の上場内国株券等の数を用いて計算する。

b 外国株券等

有価証券上場規程その他の規則の違反に関する事項について上場会社が規程第2編第4章第2節の規定に基づく会社情報の開示を最初に行った日（その開示の状況を踏まえ当取引所が適当でないと認める場合には、それに準ずる日として当取引所がその都度定める日）の前日（休業日を除外する。）の売買立会における最終価格（当該前日の売買立会において売買が成立していない場合には、当該前日における基準値段）と当該日の属する月の前月の末日の上場外国株

5,000億円を超えるもの	9,120万円	8,640万円	8,160万円	1,680万円
市場区分等	J A S D A Q			
上場時価総額				
1,000億円以下	2,000万円			
1,000億円を超えるもの	2,400万円			

注. 上場時価総額は次の各号に定めるところにより計算する。

a 内国株券等

上場契約違約金の徴求を決定した日の直前に到来する12月の売買立会の最終日における最終価格（当該日の売買立会において売買が成立していない場合には、売買の成立した直近の日の売買立会における最終価格）と毎年12月末日の上場内国株券等の数を用いて計算する。ただし、上場契約違約金の徴求を決定した日が上場後最初に到来する12月の売買立会の最終日より前の場合は、上場日における上場時価総額を用いて計算するものとする。なお、株式分割、株式無償割当て又は株式併合がある場合の調整は、当取引所が定めるところによる。

b 外国株券等

上場契約違約金の徴求を決定した日の直前に到来する各上場外国会社の事業年度の末日の売買立会における最終価格（当該日の売買立会において売買が成立していない場合には、当該日における基準値段）と当該日の上場外国株券等の数を用いて計算する。ただし、上場契約違約金の徴求を決定した日が上場後最初に到来する事業年度の末日より前の場合は、上場日における上場時価総額を用いて計算するものとする。

<p>券等の数を用いて計算する。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第601条 (略)</p> <p>2~16 (略)</p> <p><u>17 規程第601条第1項第18号の3に該当する日は、上場会社から、株式併合に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日とする。</u></p> <p><u>18 (略)</u></p>	<p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第601条 (略)</p> <p>2~16 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>17 (略)</u></p>
<p>(マザーズの上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第603条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第603条第1項第4号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 第212条第5項第6号の規定は、規程第603条第1項第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「<u>新規上場申請日の直前四半期会計期間</u>」とあるのは、「<u>審査対象期間</u>」と読み替える。</p> <p>(6) (略)</p> <p><u>(7) 規程第603条第1項第4号に規定する高い成長可能性を有するものとして施行規則で定める場合とは、直前事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を規程第404条の定めるところにより開示するまでの間に次のa及びbに掲げる書類を当取引所に提出した場合(その内容が明らかに不十分であると当取引所が認めるときを除く。)又は時価総額が40億円以上である場合をいう。</u></p> <p>a <u>当取引所所定の「高い成長可能性に関する説明書面」</u></p> <p>b <u>当該上場会社以外の者であって、企業価値又は株価の評価に係る専門的な知識及び経験を有するものが作成した当取引所所定の「高い成長可能性に関する確認書」</u></p> <p><u>(8) 当取引所は、前号に規定する書類の内容が明らかに不十分であると認められるかど</u></p>	<p>(マザーズの上場廃止基準の取扱い)</p> <p>第603条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 規程第603条第1項第4号に規定する売上高の取扱いは次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 第212条第5項第6号の規定は、規程第603条第1項第4号に規定する売上高及び利益の額について、それぞれ準用する。この場合において「<u>新規上場申請日の直前事業年度</u>」とあるのは、「<u>審査対象期間</u>」と読み替える。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>うかの確認のため必要と認めるときには、上場会社に対し当該書類のほか参考となるべき報告又は資料の提出その他の協力を求めることができるものとする。</u></p>	
<p><u>(9) 第311条第4項第1号a、b及びdの規定は、第7号に規定する時価総額の取扱いについて準用する。この場合において、「次の(a)又は(b)に掲げる額」とあるのは「次の(a)及び(b)に掲げる額」と、「20億円未満」とあるのは「40億円以上」と、「月間平均時価総額」とあるのは「直前事業年度の末日の属する月の月間平均時価総額」と、「月末時価総額」とあるのは「直前事業年度の末日の属する月の月末時価総額」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>5・6 (略)</p>	<p>5・6 (略)</p>
<p>(スタンダード上場内国会社等の上場廃止基準の取扱い)</p>	<p>(スタンダード上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p>
<p>第603条の2 (略)</p>	<p>第603条の2 (略)</p>
<p>2 規程第604条の2第1項第2号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>2 規程第604条の2第1項第2号の規定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p>
<p><u>(5) 規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める場合とは、同号に規定する最近4連結会計年度に新規上場申請日又は次号に定める基準に適合すると当取引所が認めた日が属する連結会計年度が含まれる場合をいう。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(6) 規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の3及び規程第216条の5第1項に準じた基準をいうものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><u>4 第2項第6号の規定にかかわらず、規程第604条の3第1号により適用される規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の4及び規程第216条の5第1項に準じた基準をいうものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(グロース上場内国会社等の上場廃止基準の取扱い)</p>	<p>(グロース上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)</p>
<p><u>第603条の3 規程第604条の4第1項第1号において適用する規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、</u></p>	<p>(新設)</p>

<p>規程第216条の6及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。</p>	
<p>2 前項の規定にかかわらず、規程第604条の5第1号により適用される規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の7及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>第603条の3 (略)</p>
<p>4 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>5 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>6 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>7 規程第604条の4第1項第3号に規定する施行規則で定める基準とは、規程第216条の6及び規程第216条の8第1項に準じた基準をいうものとする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(上場廃止に係る審査の申請等の取扱い)</p>	
<p>第603条の4 上場会社が規程第605条第3項の申請を行うことができる期限は、規程第604条の2第1項第2号(規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される場合を含む。)及び規程第604条の4第1項第3号に規定する1年以内の最終日とする。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(上場廃止日の取扱い)</p>	<p>(上場廃止日の取扱い)</p>
<p>第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第604条 規程第609条に規定する上場廃止日は、原則として、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1)～(6)の2 (略)</p>	<p>(1)～(6)の2 (略)</p>
<p>(6)の3 規程第601条第1項第18号の3(規程第602条第1項第1号、同条第2項第3号、規程第603条第1項第6号、規程第604条第1項第2号、同条第2項第1号、規程第604条の2第1項第3号、規程第604条の3第2号、規程第604条の4第1項第2号又は規程第604条の5第2号による場合を含む。)に該当する上場株券等株式併合がその効力を生ずる日の2日前(休業日を除外する。)の日</p>	<p>(新設)</p>
<p>(7)～(10) (略)</p>	<p>(7)～(10) (略)</p>
<p>(監理銘柄指定の取扱い)</p>	<p>(監理銘柄指定の取扱い)</p>
<p>第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定す</p>	<p>第605条 当取引所は、上場株券等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券等を規程第610条に規定する監理銘柄に指定す</p>



<p>ることができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、第21号の4、第22号、<u>第25号の5又は第25号の6</u>に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(1)～(21)の2 (略)</p> <p><u>(21)の3 上場会社が規程第601条第1項第18号の3に規定する株式併合に関する取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）を行った場合</u></p> <p><u>(21)の4 (略)</u></p> <p>(22)～(25)の4 (略)</p> <p><u>(25)の5 JASDAQの上場会社が、規程第604条の2第1項第2号本文（規程第604条の3第1号、規程第604条の4第1項第1号又は規程第604条の5第1号による場合を含む。以下この号において同じ。）に該当すると、当取引所が確認した場合であつて、規程第604条の2第1項第2号ただし書に定める基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき</u></p> <p><u>(25)の6 JASDAQの上場会社が、規程第604条の4第1項第3号本文（規程第604条の5第1号による場合を含む。以下この号において同じ。）に該当すると、当取引所が確認した場合であつて、規程第604条の4第1項第3号ただし書に定める基準に適合しないかどうかの審査を行っているとき</u></p> <p>(26) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止に係る審査料)</p> <p>第706条 (略)</p> <p>2 上場会社は、規程第605条第2項及び第3項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>	<p>ることができる。この場合において、第12号の2、第12号の3、第14号、第14号の3、第15号、<u>第21号の3又は第22号</u>に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。</p> <p>(1)～(21)の2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(21)の3 (略)</u></p> <p>(22)～(25)の4 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(26) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(上場廃止に係る審査料)</p> <p>第706条 (略)</p> <p>2 上場会社は、規程第605条第2項に規定する審査を申請するときは、審査料として、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める金額を、当該申請日が属する月の翌月末日までに支払うものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p>
付 則	

- 1 この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。
- 2 改正後の第504条第1項第1号の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた行為によって規程第509条第1項に該当する場合から適用するものとし、施行日より前に行われた行為については、なお従前の例による。
- 3 施行日から起算して1年を経過する日までに直前事業年度に係る決算の内容を第404条の定めるところにより開示する上場会社に対する改正後の第603条第4項の規定の適用については、「直前事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を第404条の定めるところにより開示するまで」とあるのは、「施行日から起算して1年を経過する日まで」とする。
- 4 前項の場合において、施行日から起算して1年を経過する日の5営業日前までに、規程第603条第1項第4号ただし書（規程第604条第1項第1号又は同条第2項第4号による場合を含む。）に該当するかどうかを確認できないときは、前項の適用を受ける上場会社の発行する上場株券等を監理銘柄（確認中）に指定する。
- 5 施行日から起算して1年を経過する日より前に最近4連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負である場合又は上場申請連結会計年度の営業利益の額が負であり、かつ当該上場会社の上場後9連結会計年度の営業利益の額が負である場合における最終連結会計年度の末日が到来する上場会社に対する改正後の第603条の4の規定の適用については、「1年以内の最終日」とあるのは、「1年以内の最終日から起算して1年を経過する日」とする。
- 6 施行日において現に第605条第1項第22号の規定により監理銘柄（確認中）に指定されている上場株券等（特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合が行われるおそれがあると当取引所が認め、当該指定を行ったものに限る。）は、改正後の同項第21号の3の規定により監理銘柄（確認中）に指

定されたものとみなす。	
-------------	--

上場審査等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>IV 一部指定の審査及び上場市場の変更審査 (一部指定の審査)</p> <p>1. 規程第309条第1項に定める上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る審査は、IIに準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとし、<u>最近5年間(「最近」の計算は、一部指定申請日を起算日としてさかのぼる。)</u>において、<u>規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を行ったとき又は規程第502条第1項若しくは第2項(第503条第7項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたときは、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</p> <p>(上場市場の変更審査等)</p> <p>2. 上場市場の変更審査及び内訳区分の変更審査については、次の(1)から<u>(6)</u>までに定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (1)から(5)までの審査にあつては、最近5年間(「最近」の計算は、上場市場の変更申請日を起算日としてさかのぼる。)</u>において、<u>規程第501条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は規程第502条第1項若しくは第2項(第503条第7項において準用する場合を含む。)</u>若しくは第503条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。</p> <p><u>IVの2 JASDAQ上場内国会社に対する業績等に係る上場廃止基準における審査</u> (スタンダード上場内国会社に対する業績に係る上場廃止基準における審査)</p> <p>1. 規程第604条の2第1項第2号に規定する<u>施行規則で定める基準に適合すると当取引所が</u></p>	<p>IV 一部指定の審査及び上場市場の変更審査 (一部指定の審査)</p> <p>1. 規程第309条第1項に定める上場株券等の市場第一部銘柄への指定に係る審査は、IIに準じて行う。この場合において、当取引所は、本則市場への新規上場時から会社の事業内容、コーポレートガバナンス及び内部管理体制等に著しい変更のないときは、その状況を勘案して、上場後の企業内容等の開示実績等を中心に審査を行うことができるものとする。</p> <p>(上場市場の変更審査等)</p> <p>2. 上場市場の変更審査及び内訳区分の変更審査については、次の(1)から<u>(5)</u>までに定めるところにより行う。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

認められた場合に該当するかどうかの審査（規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される場合を除く。）は、Ⅲの2に定めるところに準じて行う。この場合において、当取引所は、企業内容、リスク情報等の開示の適正性の審査については、上場後の企業内容等の開示実績等を勘案して審査を行うことができるものとし、企業の存続性における損益及び財政状態の見通しの審査については、上場後の経営活動の状況などを勘案して行うことができるものとする。

（グロス上場内国会社に対する業績及び利益計上に係る上場廃止基準における審査）

2. 規程第604条の4第1項第1号の規定により適用される規程第604条の2第1項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するか及び規程第604条の4第1項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合すると当取引所が認めた場合に該当するかの審査は、Ⅲの3に定めるところに準じて行う。この場合において、当取引所は、上場後の企業内容等の開示実績等を勘案して審査を行うことができるものとし、企業の成長可能性の審査については、上場後の経営活動の状況などを勘案して行うことができるものとする。

付 則

この改正規定は、令和2年2月7日から施行する。

（新設）

上場管理等に関するガイドラインの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 a・b (略) <u>c 最近においてa又は前bに該当していた者</u></p> <p><u>cの2 その就任の前10年以内のいずれかの時において次の(a)又は(b)に該当していた者</u> <u>(a) 当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u> <u>(b) 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u></p> <p>d 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者 (a) aから前cの2までに掲げる者 (b)～(f) (略)</p> <p>(3)の3～(8) (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和2年2月7日から施行し、同年3月31日以後に終了する事業年度に</p>	<p>Ⅲ 実効性の確保に係る審査 (企業行動規範違反に対する措置)</p> <p>5. 上場会社が規程第4章第4節第1款の規定に違反した場合における規程第508条第1項の規定に基づく公表及び規程第509条の規定に基づく上場契約違約金の徴求の要否の判断は、次の(1)から(8)までに掲げる区分に従い、当該(1)から(8)までに掲げる事項のほか、違反の内容、当該違反が行われた経緯、原因及びその情状並びに当該違反に対して当取引所が行う処分その他の措置の実施状況その他の事情を総合的に勘案して行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(3)の2 規程第436条の2の規定 a・b (略) <u>c 最近において次の(a)から(c)までのいずれかに該当していた者</u> <u>(a) a又はbに掲げる者</u> <u>(b) 当該会社の親会社の業務執行者(業務執行者でない取締役を含み、社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、監査役を含む。)</u> <u>(c) 当該会社の兄弟会社の業務執行者</u> (新設)</p> <p>d 次の(a)から(f)までのいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)の近親者 (a) aから前cまでに掲げる者 (b)～(f) (略)</p> <p>(3)の3～(8) (略)</p>

係る定時株主総会の日 <sup>1</sup> の翌日から適用する。	
------------------------------------	--